

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	生 活 衛 生 課
◎ 告 示	
・管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	生 活 衛 生 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	"
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・保安林の指定の予定（5件）	林 政 課
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・換地計画の決定	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課

## 規 則

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第1号

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（令和4年長崎県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多頭飼養の届出)

第2条 条例第9条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設において診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する獣医師

- (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条の身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する同法第3条第1項に規定する訓練事業者
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する者
- 2 条例第9条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 犬又は猫の雌雄の別
- (2) 飼養施設の周辺の生活環境を保全する方法
- 4 条例第9条第2項の規則で定める書類は、飼養施設の平面図及び付近の見取図とする。  
（変更等の届出）
- 第3条 条例第10条の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。
- 2 条例第10条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 飼養数の減少
- (2) 飼養数の30パーセント未満の増加
- (3) 不妊又は去勢の措置が実施された犬又は猫の数の減少又は増加  
（飼い主のいない猫への給餌及び給水）
- 第4条 条例第12条第1項の規定で定めるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 不妊又は去勢の措置を施すことを予定している猫
- (2) 疾病又は負傷等により、一時的に保護を必要とする猫
- (3) 適正な飼育環境の下に置くため、保護又は譲渡することを予定している猫  
（身分証明書）
- 第5条 条例第13条第2項の証明書は、別記第3号様式によるものとする。  
（適用除外）
- 第6条 条例第15条の市町の区域及び当該規定に相当する規則で定める規定は、次に掲げるものとする。
- (1) 長崎市 条例第1条から第14条まで及び第16条の規定
- (2) 対馬市 条例第12条の規定
- 附 則
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。



## 別記様式第2号（第3条関係）

## 犬又は猫の多頭飼養変更（廃止）届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

犬又は猫の多頭飼養について変更（廃止）したので、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 多頭飼養届出年月日 \_\_\_\_\_

2 飼養施設の所在地 \_\_\_\_\_

3 変更（廃止）年月日 \_\_\_\_\_

## 4 変更事項

- 届出者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
飼養数      施設の規模      施設の構造  
雌雄の分離      ふん尿等の処理方法      動物死体の処理方法  
周辺の生活環境を保全する方法

## 5 変更内容

## (1) 変更前

〔 \_\_\_\_\_ 〕

## (2) 変更後

〔 \_\_\_\_\_ 〕

## 備考

- 「届出者」について、法人ではない団体の代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 「4 変更事項」については、該当する□の中にレ印を記入すること。
- 廃止の届出にあつては、「4 変更事項」については、記入しないこと。
- 飼養施設の変更を伴う場合は、飼養施設の平面図を添付すること。

別記様式第3号（第5条関係）

表 面

		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日	
長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第2項の規定による身分証明書		
年 月 日		長崎県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

裏 面

この証明書を携帯する者は、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定により立入調査をする職員である。

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋  
(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、施設その他関係のある場所に立ち入らせ、若しくは調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

告 示

長崎県告示第19号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する講習会を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者の名称及び住所  
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
住 所 東京都江東区有明3丁目7番26号
- 3 講習日程及び講習科目  
日 程 令和5年6月19日、同年6月26日、同年7月3日  
科 目 公衆衛生  
理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理
- 4 講習会場の名称及び所在地  
名 称 長崎県勤労福祉会館  
所在地 長崎市桜町9番6号
- 5 受講予定人員  
理容10名  
美容50名
- 6 受講料  
16,000円
- 7 指定をした日  
令和5年1月4日

長崎県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
あいず訪問看護ステーション諫早	合同会社 A-PLUS 代表社員 芦塚 千夏	長崎県諫早市多良見町化屋481-1北島第2ビル101	令和4年9月1日	令和10年8月31日
さかい消化器内科・外科クリニック	酒井 真志	長崎県島原市宮の町650-1	令和4年9月14日	令和10年9月13日
医療法人みなづき佐々病院	医療法人みなづき 理事長 秋月 誠一	長崎県北松浦郡佐々町口石免1108-3	令和4年11月1日	令和10年10月31日
大村共立病院	医療法人カメリア 理事長 長岡 和	長崎県大村市上諏訪町1095番地	令和4年10月5日	令和10年10月4日
小浜マリーナ薬局	株式会社中山ファーマシー 代表取締役 中山 英樹	長崎県雲仙市小浜町マリーナ9	令和4年9月14日	令和10年9月13日
医療法人玉水会 赤木病院	医療法人玉水会 理事長 赤木 良寛	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触111番地	令和4年11月1日	令和10年10月31日

よしむた薬局	株式会社カインドヘルスサポート 代表取締役 南野 潔	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2023-1	令和4年10月17日	令和10年10月16日
医療法人 長田医院	医療法人長田医院 理事長 長田 リエ子	長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1023	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人二輝会 佐藤病院	医療法人二輝会 理事長 佐藤 光治	長崎県諫早市小長井町井崎98番地	令和4年10月1日	令和10年9月30日
有限会社 前川薬局	有限会社 前川薬局 代表取締役 山道 竜司	長崎県大村市竹松本町1046	令和4年9月29日	令和10年9月28日
医療法人社団東洋会池田病院	医療法人社団東洋会池田病院 理事長 小島 進	長崎県島原市湖南町6893-2	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人社団昌徳会田中病院	医療法人社団昌徳会 理事長 田畑 聡	長崎県松浦市御厨町里免871	令和4年10月1日	令和10年9月30日
奈留薬局	株式会社メディプラス 代表取締役 山本 良一	長崎県五島市奈留町浦1744-4	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 吉田内科クリニック	医療法人 吉田内科クリニック 理事長 吉田 知之	長崎県諫早市宇都町19番16号	令和4年11月1日	令和10年10月31日
医療法人 永田内科泌尿器科医院	医療法人永田内科泌尿器科医院 理事長 森田 十和子	長崎県南島原市西有家町須川61番地2	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 南野クリニック	医療法人南野クリニック 理事長 南野 毅	長崎県大村市乾馬場町885番地3	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 ともなが内科クリニック	医療法人ともなが内科クリニック 理事長 朝長 昭光	長崎県大村市杭出津2丁目555	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 橋口整形外科医院	医療法人橋口整形外科医院 理事長 橋口 隆	長崎県大村市竹松本町936番地	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人啓正会 清水病院	医療法人啓正会 理事長 清水 啓宗	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷572	令和4年10月1日	令和10年9月30日
岡西薬局	有限会社 岡西商事 代表取締役 岡西 梅子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷272-3	令和4年10月1日	令和10年9月30日
長崎腎クリニック	医療法人 衆和会 理事長 船越 哲	長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番14号	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 やまもと内科	医療法人やまもと内科 山本 眞志	長崎県西彼杵郡時津町左底郷78番地3	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 井手歯科医院	医療法人井手歯科医院 理事長 井手 庸隆	長崎県諫早市本町3-13	令和4年11月1日	令和10年10月31日
医療法人 中島内科神経内科	医療法人中島内科神経内科 理事長 中島 茂	長崎県諫早市永昌東町19番28号	令和4年10月1日	令和10年9月30日
社会医療法人玄州会光武内科循環器科病院	社会医療法人玄州会 理事長 光武 新人	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地の3	令和4年11月1日	令和10年10月31日
中牟田消化器内科クリニック	医療法人 爽瑠 理事長 中牟田 浩治	長崎県大村市植松3丁目625番地20	令和4年11月1日	令和10年10月31日
医療法人 ひぐち小児科医院	医療法人 ひぐち小児科医院 理事長 樋口 洋一	長崎県諫早市小川町246番1	令和4年10月1日	令和10年9月30日
国立病院前薬局	有限会社イワナガ写真薬局 代表取締役 岩永 克三	長崎県大村市久原2丁目1033-7	令和4年11月8日	令和10年11月7日
城谷病院	医療法人緑光会 理事長 城谷 麻衣子	長崎県諫早市堂崎町1288	令和4年10月1日	令和10年9月30日



医療法人有隣会 貴田神経内科・呼吸器科・内科病院	医療法人有隣会 理事長 貴田 秀樹	長崎県島原市有明町大三東戊790番地2	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人仁寿会 南野病院	医療法人仁寿会 理事長 南野 健	長崎県大村市東三城町33	令和4年10月1日	令和10年9月30日
中村調剤薬局 吉久木店	五島情報システム株式会社 代表取締役 中村 博義	長崎県五島市吉久木町443-8, 443-2	令和4年11月1日	令和10年10月31日
こうの内科医院	医療法人 優和会 理事長 河野 宏	長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷128番地14	令和4年11月1日	令和10年10月31日
医療法人 井上内科小児科医院	医療法人井上内科小児科医院 理事長 井上 憲一	長崎県五島市武家屋敷町1丁目2番13号	令和4年10月1日	令和10年9月30日
たらみタウン薬局	有限会社もろおか薬品 取締役 諸岡 健吾	長崎県諫早市多良見町化屋810-1	令和4年9月20日	令和10年9月19日

**長崎県告示第21号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
酒井外科胃腸科医院	酒井 真純	長崎県島原市宮の町650-1	令和4年9月13日
魚住医院	魚住 明	長崎県島原市城内1丁目1210番地	令和4年10月1日
かえる薬局 大村店	株式会社エプラス 代表取締役 小川 健太郎	長崎県大村市西三城町17-12	令和4年9月30日
片淵歯科医院	片淵 教夫	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷字岩口639	令和4年9月30日
おくの歯科医院	奥野 勝也	長崎県諫早市上野町11-1	平成28年11月30日
医療法人 おび産婦人科医院	医療法人おび産婦人科医院 理事長 小尾 重厚	長崎県大村市本町223-2	令和4年9月30日

**長崎県告示第22号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
コスモス薬局	長崎県諫早市東小路町4-27	有限会社コンフォート 代表取締役 関根 章	長崎県諫早市永昌町28番48号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日



中央薬局	長崎県諫早市永昌東町15-8	有限会社コンフォート 代表取締役 関根 章	長崎県諫早市永昌町28番48号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
ながた薬局	長崎県諫早市長田町2558-2	有限会社コンフォート 代表取締役 関根 章	長崎県諫早市永昌町28番48号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
有限会社 あい調剤薬局	長崎県五島市富江町狩立531	有限会社 あい調剤薬局 代表取締役 田中 源二	長崎県五島市富江町狩立531	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和5年1月1日
まき歯科	長崎県島原市上新丁一丁目4158番地1	医療法人 四葉 理事長 副島 太悟	長崎県島原市上新丁一丁目4158番地1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日

## 長崎県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

（変 更）

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	大道寺歯科医院	長崎県大村市東三城町18-14	大道寺 功	長崎県大村市東三城町18-14	名称変更	令和4年9月1日
新	Hearty Dental Clinic					

## 長崎県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
まき歯科	長崎県島原市上新丁一丁目4158番地1	副島 真紀	長崎県島原市上新丁一丁目4158番地1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月31日
桜町調剤薬局 三井薬店	長崎県五島市三井薬町濱ノ畔1050-17	永田 厚子	長崎県長崎市平野町26番16-201号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月31日

## 長崎県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整備	本田 良昇	長崎県大村市竹松本町 861-1 マリノス竹松 本町A202			令和4年11月25日
はり・きゅう	古田 靖裕	長崎県西彼杵郡長与町 高田郷3777-5-910			令和4年11月25日
はり・きゅう	清水 翔	長崎県諫早市堂崎町5 -1 県住C棟204			令和4年9月7日
はり・きゅう	宇和川 義近	長崎県諫早市西小路町 774-16	宇和川はり・きゅう整 骨院	長崎県諫早市西小路町 774-16	令和4年11月25日
柔道整備	原 祐介	長崎県西彼杵郡長与町 吉無田郷2072-2			令和4年11月25日
はり・きゅう	田口 小夏	長崎県西彼杵郡長与町 まなび野3丁目8番5 号 セジュール夢彩都 II 102号			令和4年11月25日
柔道整備	高橋 齊章	長崎県諫早市川床町 381 ハイツ桜川102			令和4年11月18日

**長崎県告示第26号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	堤 梨奈	長崎県諫早市小船越町 671番地1			令和4年8月31日

**長崎県告示第27号**

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 水産加工流通課関係	別表(第2条関係) 水産加工流通課関係



長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長崎市三川町1081、1081の1から1081の3まで、1096、1096の1、1097
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**長崎県告示第31号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
諫早市小長井町古場字山神谷356の55
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**長崎県告示第32号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大村市原町517、518、520、521、524、529の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**長崎県告示第33号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大村市荒瀬町1135の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第34号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長崎市虹が丘町2291の1、2292  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
虹が丘町2292（次の図に示す部分に限る。）、2291の1
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
路 線 名 奥ノ平時津線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

西彼杵郡時津町野田郷914番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷918番2地先まで	前	67.4~155.4	12.7	
	後	67.4~83.3	12.7	

**長崎県告示第36号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 444号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市中岳町1285番地先から 大村市中岳町1288番2地先まで	前	35.6~37.3	7.2	
	後	35.6~40.3	7.2	

**長崎県告示第37号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての免許年月日

令和5年1月4日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者の住所 長崎市尾上町3番1号

3 埋立区域

ア 位置

西海市西彼町亀浦郷字山ノ串1070番から字東小干902番を経て、字土井ノ浦727番6に至る間の土地に隣接する無地番地の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

1,153.30平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西海市西彼町亀浦郷字山ノ串1070番1、同字1070番から字東小干902番を経て、字土井ノ浦727番6に至る間の土地に隣接する無地番地の地内並びにこれらの地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

14,926.91平方メートル

5 埋立地の用途



海岸保全施設用地

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス新福田店  
長崎県長崎市大浜町1594番 外
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 田上 富久
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス新福田店  
長崎県長崎市大浜町1594番 外
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 田上 富久
  - (2) 意見書の内容  
(土木総務課)
    - (1) 市の管理する道路及び水路等に、占用、工事施行、及び排水施設の接続等を行う際は事前に土木総務課と協議をお願いします。  
(土木企画課)
    - (2) 一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、駐車場法施行令に示される基準に適合されるようご注意ください。また、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づく届出を令和4年5月18日に受理しておりますが、届けた事項が変更となるため、変更届出が必要となります。



(景観推進室)

(3) 屋外広告物について、令和4年5月31日付けで屋外広告物許可書を発行いたしました。今回の変更により、許可申請の内容に変更が生じる場合は、長崎市屋外広告物条例を遵守し、屋外広告物変更等許可等申請書を提出してください。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

**換地計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業駄野地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

駄野地区換地計画書

2 縦覧期間

令和5年1月13日から令和5年2月2日まで

3 縦覧場所

平 日：波佐見町役場農林課

土日祝日：波佐見町役場警備員室

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、岡南部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
浅野 政輝	雲仙市南串山町丙4657番地	浅野 政輝	雲仙市南串山町丙4657番地
渡部 哲也	雲仙市南串山町丙5920番地1	渡部 哲也	雲仙市南串山町丙5920番地1
松山 暁一	雲仙市南串山町丙4274番地	松山 秀明	雲仙市南串山町丙4189番地
井上 明文	雲仙市南串山町丙2496番地	井上 明文	雲仙市南串山町丙2496番地
岡本 勝己	雲仙市南串山町丙3568番地	岡本 勝己	雲仙市南串山町丙3568番地
山本 耕志	雲仙市南串山町丙6253番地	山本 耕志	雲仙市南串山町丙6253番地
岡本 紀郷	雲仙市南串山町丙3571番地	岡本 紀郷	雲仙市南串山町丙3571番地

井 上 信 一	雲仙市南串山町丙7216番地10	井 上 信 一	雲仙市南串山町丙7216番地10
井 上 直 喜	雲仙市南串山町丙2889番地 1	井 上 直 喜	雲仙市南串山町丙2889番地 1
山 本 雄 晴	雲仙市南串山町丙7216番地11	山 本 雄 晴	雲仙市南串山町丙7216番地11
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 山 幾 雄	雲仙市南串山町丙5231番地	松 山 幾 雄	雲仙市南串山町丙5231番地
松 山 勝 也	雲仙市南串山町丙6187番地	松 山 暁 一	雲仙市南串山町丙4274番地
福 田 昭 雄	南島原市加津佐町乙571番地		

### 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年1月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 島原振興局建設部河港課、雲仙市建設部道路河川課、吾妻町ふるさと会館、愛野総合支所、国見農村環境改善センター、瑞穂総合支所
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
  - (1) 雲仙市 愛野町、吾妻町、瑞穂町、国見町  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 4 意見書の提出
  - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。  
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
  - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
  - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき雲仙市長に意見聴取を求める際に添付する。
  - (4) 提出先  
〒855-8501 島原市城内1-1205  
島原振興局建設部河港課

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト